



市政ニュース



10月はがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間



がん検診イメージキャラクター「けんしんくん」

⇒健康推進課(保健センター内、☎774-1411・FAX776-7355)

がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見・治療が重要です。毎年10月は、国が定めた「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」です。期間中はがん検診への関心を深め、意識を高めるために、目標に向け、市・関係団体が連携・協力して普及啓発のパンフレットなどの配布や催しを開催します。

がんは日本人の国民病

がんは昭和56(一九八一)年から死因の第1位になってきている病気で、現在では日本人の約3人に1人ががんで亡くなっています。また約2人に1人が生涯のうちにがんにかかっており、日本人にとって国民病といっても過言ではない状況です。

しかし、診断と治療技術の進歩によって、一部のがんでは早期発見・治療ができるようになってきました。進行していない初期の段階で発見できれば、適切な治療によって高い確率でがんを治すことができます。

がん検診は、こうした医療技術に基づいて、がんの死亡率を減少させることを目的にしています。

がん検診とは

皆さんが年に一度、職場や学校、地域で受診する「健診」は、対象の病気を定めず、身体に異常がないか調べています。それに対し、特定の病気に絞って調べるものを「検診」と呼びます。がん検診は、身体にがんがあるかどうか調べる検査です。まず、一次検診では、少しでもがんの可能性が疑われる人を見極めます。何らかの異変が見つかった場合には、精密検査で本当にがんなのか詳しく調べるようになります。

がん検診の利点

◆早期発見できます

がん検診は、自覚症状のない健康な人が受けるため、他の病気の治療中や症状が出てからの受診で発見された時に比べて、初期の段階で見つかる割合が高くなっています。

◆治療効果が見込めます

検診を実施しているがんは、早期治療の有効性が証明されています。生存率の向上に加え、治療による身体・経済的な負担軽減も見込めます。

◆がんが予防できます

がん検診では、がんになる前段階の病変が見つかることもあります。こうした病変を経過観察したり、必要に応じた治療を行ったりすることで、がんへの進行を防ぐことができます。

◆不安が解消されます

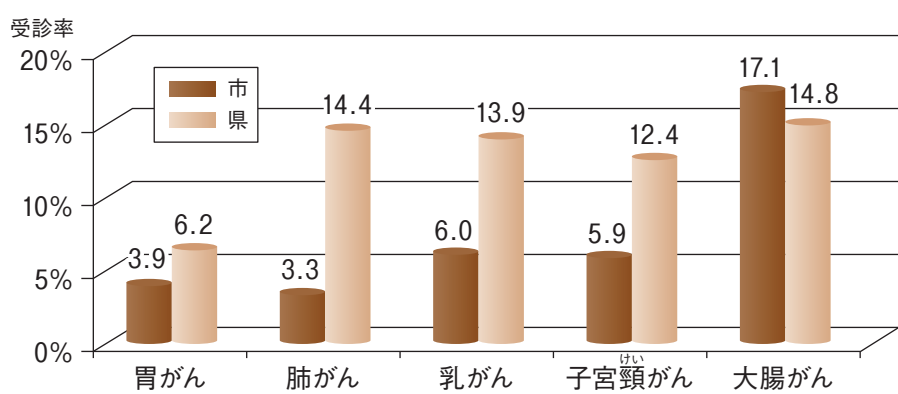
がん検診を受けて「異常なし」と判定されれば、次の検診までは安心して過ごすことができます。 unnecessaryな心配に煩わされることなく日常生活を送ることができます。

がん検診の欠点

◆見つけづらいこともあります

がん検診の技術は日々進歩していますが、がんの場所や種類によっては見つけづらいこともご理解ください。

【図】平成21年度がん検診の受診率 市と県の比較



上尾市の現状

市のがん検診受診率は、右図のとおり非常に低く大腸がん以外は、県平均を大きく下回っています。

一般的には健康診査や人間ドックには、がん検診が含まれない場合が多いので、ぜひ市のがん検診を受診してください。

【おわびと訂正】『広報あげお』9月号6ページの「放射線に対する市の対応」の記事中、2段目後ろから13行目に誤りがありました。おわびして訂正します。誤：①県内全ての浄水場で放射性物質は検出されていない ⇒ 正：①県内全ての浄水場で放射性物質はほとんど検出されていない ⇒市民安全課(☎775-5140・☎775-9927)

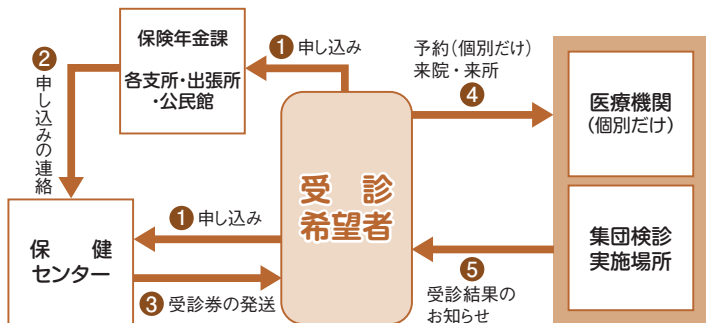


【表】補助の対象となるがん検診

検(健)診名	対象	検査内容	ところ・とき	費用	
集団検診	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	視触診・乳房X線検査	保健センターなど 10~12月	無料
	胃がん検診	40歳以上の男女	胃部X線検査 (バリウム)	保健センターなど	500円
	肺がん・結核検診		胸部X線検査	保健センターなど	100円 (<small>かく</small> 隠たん検査300円)
個別検診	前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査 (※ PSA)	各医療機関 7~12月	500円
	大腸がん検診	40歳以上の男女	便潜血検査		無料
	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	視診・細胞診・ 内診		頸がん 千円 頸・体がん1,500円

※ PSA…前立腺から分泌される物質で、血液中の濃度によって疾患の有無を判定します。

申し込みの流れ



がん検診を受診しましょう

左表の検診は市から補助が出ますので、自分の健康のためにがん検診を受けましょう。

また次の対象の人に無料クーポン券を郵送しましたので、有効期限内(クーポン券に記載)に受診してください。

- 子宮頸がん検診 / 20・25・30・35・40歳の女性
- 乳がん検診 / 40・45・50・55・60歳の女性
- 大腸がん検診 / 40・45・50・55・60歳の男女

▼申し込み 希望者は、次の①か②の方法で申し込んでください。電話での申し込みはできません(左図参照)。

- ①住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、検診名、第3希望までの検診日(集団検診だけ)をはがきか封書で、健康推進課(〒362-0074春日2-10-33)へ
 - ②直接健康推進課、保険年金課(市役所1階8番窓口)、各支所・出張所・公民館へ
- ※70歳以上・世帯員全員の市民税が非課税・生活保護法による被保護世帯に属する・国民健康保険に加入している人は無料で受診できます。

■集団検診

10月からの集団検診の日程は下表のとおりです。集団検診は定員になり次第申し込みを終了します。

乳がん検診

とき	ところ	受付時間
11月24日(木)	保健センター	午後0時30分~2時15分
11月28日(月)		
12月6日(火)	原市公民館	
12月7日(水)	保健センター	
12月8日(木)		
12月13日(火)	上平公民館	
12月14日(水)	保健センター	
12月20日(火)	原市公民館	

胃がん検診

とき	ところ	受付時間
10月12日(水)	原市公民館	午前8時30分~10時45分
10月18日(火)	保健センター	

肺がん・結核検診

とき	ところ	受付時間
10月7日(金)	保健センター	午前の部 / 9時30分~11時 午後の部 / 1時30分~3時
10月21日(金)	原市公民館	
10月27日(木)	保健センター	
11月7日(月)	上平公民館	
11月10日(木)	保健センター	

※個別検診は、医療機関によって休診日が異なりますので、予約時に問い合わせてください。



インターネットサービス 「ねんきんネット」を開始しました



⇒保険年金課(TEL775-5137・FAX775-9827)

24時間いつでも自分の年金記録をインターネットで確認できる「ねんきんネット」サービスが始まりました。

誕生日月に郵送される「ねんきん定期便」に記載されているアクセスキー(発行から3カ月が有効期限)を使って利用できます。アクセスキーがない場合は、日本年金機構ホームページから手続きし、5日程度で郵送されるユーザーIDを使って利用できます。

ねんきんネットを使うと…

いつでも、最新の年金記録が確認できます

24時間いつでも「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。今後「ねんきん定期便」をインターネットで受け取ることも検討しています。

記録の「漏れ」や「誤り」の発見が容易になります

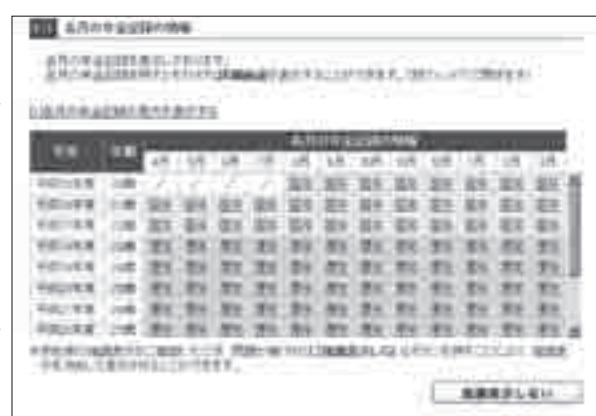
年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認したい記録が分かりやすく表示されています。

「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります

画面の指示に従って「私の履歴整理表」が自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

将来の年金額が試算できるようになります

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」といった、知りたい情報を自宅で確認できるような機能がことし秋以降追加される予定です。



年金記録の情報画面



将来の年金見込み額画面

登録はこちらから!
「ねんきんネット」サービス
詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

URL http://www.nenkin.go.jp/n_net/

⇒ねんきん定期便・
ねんきんネット専用ダイヤル
☎0570-058-555
※IP電話など上記番号でつながらない場合は☎03-6700-1144へおかけください。

▼申請先 保険年金課年金担当(市役所1階9番窓口)

▼受付時間 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日、12月29日(木)～平成24年1月3日(火)は利用できません。

インターネットを利用できない人

インターネットを利用できない人には、10月から市役所の保険年金課でもサービスを提供します。

※年金額の試算など一部提供できないサービスがあります。

▼必要書類

①基礎年金番号が分かる物

②本人が確認できる物

※②は写真付きの場合は1点、写真付きでない場合は2点(健康保険証と年金手帳など)が必要です。代理人の場合はその他に申込者本人の署名押印入りの委任状と印鑑が必要です。



市長 キラリ通心



ふるさと上尾

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。話題になった“スーパークルビズ”も衣替えの日を迎え、ようやく秋の訪れを感じるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

私は、上尾に生まれ、上尾で育ち、多くの仲間や思い出に囲まれた“ふるさと上尾”が大好きです。ふるさとは、生まれた場所や育った場所で人それぞれですが、どれだけ時間が経過しても、高校野球や駅伝では夢中になって応援してしまうなど、心のどこかで私たちを支えてくれるお守りのようなものだと思います。

上尾は2つの駅を中心に市街地が広がり、郊外には多くの緑が残る、暮らしやすいまちですが、名物や特徴がないとよく耳にします。ふるさとに名物や特徴が生まれることにより、さらに活気が生まれま

す。現在、上尾商工会議所青年部の皆さんをはじめ、多くの人たちに“上尾らしさ”づくりに取り組んでいただいています。近い将来“ふるさと上尾”を代表するような名物が生まれてくれると期待しています。

東日本大震災の発生により、東北地方では多くの人がふるさとの景色を失い、また福島第一原発周辺では、ふるさとに近づくことすらできません。震災発生以来、さまざまな支援が続けられていますが、失われたふるさとの景色をもう一度見たいという声に応え、旅行者などから提供された被災前の風景などの写真を公開する支援活動をされている人もいます。生まれ育った景色は自分だけの“ふるさと”であり、被災された人たちの心を応援するとても意義のある支援だと思います。

先日、市が継続的に支援している、福島県本宮市の子どもたちが上尾を訪れ、ジュニアリーダーをはじめ、多くの皆さんの協力の下、交流事業が開催されました。上尾市、本宮市に限らず、全ての子どもたちの笑顔がいつまでも輝き続けてほしいと心から願っています。

「人はいつまでもふるさとを身に付けている」(フランスの詩人ラ・フォンテーヌ)。“ふるさと上尾”が多くの人々の心の支えとなり、元気と笑顔になるお手伝いができればと思います。

青少年健全育成推進大会

落語家 三遊亭亜郎さんの「ミュージカル落語」講演

⇒青少年課(☎776-2488・☎776-2117)

市青少年育成連合会では、11月の「青少年健全育成強調月間」にちなんで青少年健全育成推進大会を開催します。ことしは設立20周年の記念大会です。講演では劇団四季出身の落語家三遊亭亜郎さんによるミュージカルと落語を合わせた“ミュージカル落語”の『一口弁当』を上演します。貧しくていじめられている中学生が、ある老人と出会い、笑いを取り入れたプラス思考を教えられて変わっていく様子を、笑いと涙で進行していく感動的な物語です。

- ▶とき 10月29日(土)午後1～4時
- ▶ところ 文化センター大ホール
- ▶内容 ①表彰「青少年育成功労賞」他②青少年育成連合会20年のあゆみ③三遊亭亜郎さんの講演

※文化センターホワイエで、「家庭の日」をテーマに小・中学校の児童・生徒が描いた啓発ポスターを掲示します。

- ▶定員 1,050人(先着順)
 - ▶入場料 無料
 - ▶申し込み 当日、直接会場へ
- ※駐車場に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。



三遊亭亜郎さん

働く人の福利厚生を

⇒(財)市勤労者福祉サービスセンター
(☎771-5700・☎771-5846・☎
<http://www.ageosc.or.jp/>)

10・11月の加入は入会金無料

(財)市勤労者福祉サービスセンターでは、市内の中小企業で働く皆さんのための福利厚生事業を行っています。会員は随時募集していますが、10・11月は加入促進月間のため入会金が無料です。

▶対象 ①市内の中小企業(従業員300人以下)で働く勤労者と事業主(事業所単位で一括加入)②市内に居住し、市外の中小企業(従業員300人以下)で働く勤労者と事業主(個人単位で加入)

▶事業概要 給付金の支給、各種チケットのあっせん、宿泊施設利用補助、講座の開催、専門店・デパートの割引、生活資金のあっせんなど

▶会費 月額500円

▶申し込み 直接(財)市勤労者福祉サービスセンター(JR上尾駅東口プラザ館5階)へ



国民健康保険証の更新

保険年金課 ④775-5136
⑦75-9827

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)(ブルー)の有効期限は10月31日(月)です。新しい保険証(灰色)は10月中旬に簡易書留で郵送します。

有効期限の切れた保険証は11月1日(火)以降、保険年金課(市役所1階8番窓口)または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

なお高齢受給者証を持っている人は、高齢受給者証と保険証の両方を医療機関などの窓口で提示してください。

●「臓器提供に関する意思表示欄」を追加

今回から、保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄が新たに追加されました。詳しくは、更新の時に郵送するパンフレットで確認してください。

意思表示欄の記入は任意です。個人情報保護シールを同封しますので、貼って使用してください。シールには注意事項が記載されていますので、意思表示欄に記入しない場合でも、シールを貼って使用してください。

第53回市民体育祭

スポーツ振興センター ④781-8112
(市民体育館内) ⑦81-8113

▼とき 10月9日(日)開会式/午前8時40分〜 競技開始/9時45分〜
▼ところ 県上尾運動公園陸上競技場(雨天の時は同公園体育館)

▼内容 自由参加種目、体協支部(地区)対抗種目、体協加盟団体種目、チャレンジ・スポーツコーナー、アトラクション、模擬店他(下表参照)
▼対象 市内に在住か在勤または在学の人(支部対抗種目は在住の人)
▼参加費 無料

▼申し込み 体協支部対抗種目は地区の担当者、その他は当日、直接会場へ(総合案内所あり)



市民体育祭での「パン食い競走」(写真は平成21年のもの)

第53回市民体育祭プログラム

No	雨天時No	種目	*	参加対象	内容	定員(人)	予定時刻	雨天時予定時刻
1		関所破りリレー	F	体協加盟団体	関所でじゃんけんをしてリレーする	50	9:45	
2	5 0	50m走	T	小学1~3年生男女	小学校低学年による50m走	300	9:50	
3	1 0 0	100m走	T	小学4~6年生男女	小学校高学年による100m走	400	10:05	
4		団体演技(フォークダンス・民謡)					10:25	
5	1	投げ越し玉運びリレー	F	体協支部	ボールをロープの上を通してリレーする	80	11:00	10:50
6		じょうずにおかたづけ	F	幼児	中間で空き箱を3個持ち、片付け箱に入れてゴールする	80	11:15	
7	3	鼓笛隊演技(富士見小学校)					11:30	11:30
8		小学生800mリレー	T	体協支部	各支部の小学生8人によるリレー競技	80	11:50	
9		風船わり競走	F	自由参加	1人が風船を膨らまし、もう1人が風船を割ってゴールする	200	12:05	
10		ぼくとわたしはピッタンコ	F	小学生男女	中間でカードを拾い、同じ番号同士で手をつなぎゴールする	160	12:15	
11	4	応援合戦(昼食休憩)					12:25	11:45
12	2	紅白玉入れ	F	体協支部	各支部15人(男5人女10人)による玉入れ競技	150	13:00	11:10
13		受験勉強競	F	自由参加	途中にある問題を解きゴールする	200	13:20	
14		バーゲンセール	F	自由参加	途中にあるボールを拾ってゴールする	200	13:30	
15	6	むかで競走	F	体協支部	各支部男女各2組(1組4人)によるむかで競走	160	13:50	12:20
16	5	パン食い競走	F	自由参加	途中に下がっているパンを手を使わずに口で取ってゴールする	300	14:00	12:00
17		1400mリレー	T	体協支部	各支部対抗の各年齢14人のリレー競技	140	14:15	
17	7	ジャンケン勝ち抜き大会(参加者全員)					14:35	12:40

※ は雨天プログラムです。 * T・・・トラック種目 F・・・フィールド種目
 ※体協支部種目以外は申し込み不要です。
 ※自由参加種目は子ども、高齢者、障害のある人、全ての人が気軽に参加できる種目です。
 ※チャレンジ・スポーツコーナーは①輪投げ②ストラック・アウト(正面玄関付近)③フライングディスク④グラウンドゴルフ⑤ピンゴボードゲーム(サブトラック)など自由にも楽しめるコーナーを用意しています。
 ※模擬店は正面玄関付近で開きます。
 <雨天の場合>
 ※チャレンジ・スポーツコーナーは中止です。
 ※体育館シューズを必ず各自で用意してください。



75歳以上の人で構成されている
高齢者世帯の調査

高齢介護課 ㊟775-4190
市民安全課 ㊟776-8872
㊟775-5140
㊟775-9927

75歳以上の人で構成されている高齢者世帯の実態を把握し、緊急時の援助活動に活用するため、10月から各地区担当民生委員の家庭訪問による調査を実施します。また本年度は災害時に避難を手助けする避難支援者の調査を同時に実施します。

心配事や介護の相談などを希望する人は民生委員に申し出てください。調査した内容の秘密は厳守し、調査の目的以外には使用しません。

子ども手当の申請

子ども支援課 ㊟775-5120
㊟774-5342

10月から平成24年3月まで実施する子ども手当は、支給要件が一部変更になることから、今まで子ども手当を受けていた人も含め、全ての養育者からあらためて申請が必要です。10月1日現在、既に支給要件に該当している人は、平成24年3月31日(土)までに申請すれば、10月分はさかのぼって手当を受け取れます。

▼支給対象者 市内に住所があり、中学校修了前の子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している人

※子どもが海外で生活をしている(留学などを除く)、子どもが施設などに入所している、公務員(勤務先で手続き)の人は対象外です。

▼所得制限 なし

▼対象児童 中学校修了前の子ども

▼手当月額(子ども1人につき) 3歳未満/1万5千円、3歳以上小学校修了前/第1・2子/1万円、第3子以降/1万5千円、中学校修了前/1万円

※支給対象となる子どもは中学校修了前までですが、子どもの人数には「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども」を含みます。

▼支給月 平成24年2月(10月〜平成24年1月分)、平成24年6月(平成24年2・3月分)

▼申し込み 9月までの子ども手当の受給者には、10月以降申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、保険証の写しなど(国民年金加入者、年金未加入者以外)を同封して返送

▼申請期間 10月1日現在、既に支給要件に該当している人が、平成24年3月31日までに申請した場合は、

10月分から支給(郵送の場合は3月31日消印有効)

※10月以降の出生や転入の場合は、該当の日の翌日から15日を経過する日までに申請すれば、該当の日の属する月の翌月分から支給します。

Q&A

Q1 9月まで子ども手当が支給されていましたが、新たに申請が必要なのはなぜですか。

A1 対象となる子どもに国内居住要件が設けられたこと、施設に入所している子どもなどには施設設置者などに支給する形になったことなどから受給者が変わる場合が見込まれるため、あらためて申請することになりました。

Q2 所得制限はどうなりますか。

A2 平成24年度以降の恒久的な手当制度の中で検討され、平成24年6月分以降から適用の予定です。

Q3 今まで子ども手当を受給していましたが、10月以降に転出・転入した時は新たに申請が必要ですか。

A3 転出・転入の場合は手続きが必要ですが、各市区町村の子ども手当担当窓口にお問い合わせください。

Q4 単身赴任中ですが、申請はどうすればいいのですか。

A4 生計を維持している程度の高い人が単身赴任で子どもと別居している場合、単身赴任先の市区町村で申請してください。

※記事の内容は10月1日(土)現在の情報です。今後変更される場合があります。

市・市土地開発公社
所有地の公売

⇒用地管財課 ㊟775-5115
㊟775-9819

▶物件の概要 市有地/①向山三丁目21番4・雑種地(173.84平方[㎡])②川二丁目9番15・宅地(145.46平方[㎡])③原市北一丁目23番10・宅地(146.00平方[㎡]) 公社所有地/①中妻五丁目4番6・雑種地(229.00平方[㎡])

▶価格 公売案内書参照 ※公売案内書(一般競争入札執行要領、物件調書、入札参加申込書などの案内)は、10月5日(水)から用地管財課(市役所4階)と各支所・出張所で配布します。市ホームページからも入手できます。公売案内書は市所有地・公社所有地と別冊になっていますので注意してください。

▶公売方法 一般競争入札
▶申し込み 10月5日(水)~19日(水)に用地管財課へ(土・日曜日、祝日を除く)
▶入札日 10月26日(水)
▶入札場所 市役所5階入札室



家庭用生ごみ処理容器等 購入費補助金交付制度

西貝塚環境センター ☎781-9141

☎781-9166

皆さんが毎日出しているごみの約90%は可燃ごみで、このうち生ごみが約8割を占めています。可燃ごみを環境センターで焼却した後の灰は、他市町村内にある最終処分場に埋め立てを依頼しています。

これらの施設への負担を少なくし、ごみ減量・資源化を推進していくため、生ごみを堆肥化する処理容器などの購入にかかる費用の一部を補助しています。

■家庭用生ごみ減量化機器(電気式生ごみ処理機)補助金

▼補助台数 1世帯当たり5年ごとに1台まで(予算の範囲内で先着順)
▼補助額 2万円を上限に購入金額の2分の1(1000円未満切り捨て)

▼申し込み 申請書(西貝塚環境センター)、生活環境課(市役所4階)にある)と市内に事業所がある販売業者から取り寄せたカタログ、見積書を添えて、西貝塚環境センターか生活環境課または各支所・出張所へ
■家庭用生ごみ処理容器(コンポスター)補助金

▼補助台数 1世帯当たり年度内に2個まで

▼補助額 容器代の約2分の1(限度額あり)

▼申請場所 市内のJ Aあだち野農業協同組合各支店へ

※補助額が差し引かれた金額で購入できます。



家庭用生ごみ減量化機器

10月以降の公的年金からの市・県民税の特別徴収税額

市民税課 ☎775-5131
☎775-9846

市・県民税が公的年金から特別徴収される対象の人は、10月から徴収税額が変更または特別徴収が開始されます。

①8月以前から既に特別徴収されている人(表1参照)

10月から徴収税額が変更されますので、既に郵送している『公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書』の「(2)平成23年度公的年金特別徴収税額」、または『納税通知書』2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、10月以降の税額を確認してください。

◆10月からの特別徴収税額の変更例 (平成23年度の年税額が8万円の場合)

【表1】8月以前から既に特別徴収されている人

納付方法	年金から特別徴収					
	内 訳	3万円(2月と同額×3) ※2月に特別徴収した額を1万円としています。			8万円(年税額)−3万円 (4・6・8月分)=5万円を3分割	
月	4月	6月	8月	10月	12月	平成24年2月
税 額	1万円	1万円	1万円	16,800円	16,600円	16,600円

徴収税額が変更!

【表2】10月から新たに特別徴収される人

納付方法	普通徴収		年金から特別徴収		
	内 訳	4万円(年税額の半分)を2分割		4万円(年税額の半分)を3分割	
月	6月	8月	10月	12月	平成24年2月
税 額	2万円	2万円	13,400円	13,300円	13,300円

※年税額とは公的年金等から算出した市・県民税の額です。

②10月から新たに特別徴収される人(表2参照)

新たに特別徴収の対象になった人は10月から天引きが開始されますので、『納税通知書』2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄の10月以降の税額を確認してください。
※①②に関わらず、税額変更などにより通知書が複数郵送されている人は、最新の物をご覧ください。



【表1】新規採用職員の内訳 (単位:人)

	男性	女性	計
事務職員	15	11	26
社会福祉士	0	2	2
精神保健福祉士	1	1	2
土木	6	1	7
電気学	1	0	1
保育士	0	18	18
看護師	0	2	2
保健師	0	2	2
消防士	3	1	4
給食調理員	0	4	4
幼稚園教諭	0	1	1
合計	26	44	70

市職員の人事行政のあらましを公表します。これは市民の皆さんに市職員の人事給与と制度について理解を深めていただくために、お知らせしているものです。

職員の勤務と給与は、地方自治法や地方公務員法に基づき市議会の議

公表します

市職員の人事行政の運営状況

⇒職員課 ☎775-5112
FAX775-9819

【表2】退職状況 (単位:人)

	一般職	消防職	技能労務職	全職員
定年退職	40(6)	4(0)	5(2)	49(8)
勤奨退職	29(17)	0(0)	0(0)	29(17)
自己都合退職	3(3)	0(0)	1(1)	4(4)
その他(死亡、免職など)	2(1)	1(0)	0(0)	3(1)
退職者計	74(27)	5(0)	6(3)	85(30)

※()内は女性数で、内書きです。

【表3】部門別職員数の状況 (単位:人、各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
一般行政	議会総務	10	11	11	事務の見直しにより職員の適正配置に努め減員
	企画総務	227	212	212	
	税務	76	74	74	
	民生衛生	330	337	339	
	労働衛生	101	101	98	
	農林水産	3	2	3	
	商工	15	15	15	
	土木	9	11	7	
	小計	125	123	121	
	小計	896	886	880	
特別行政	教育防	176	169	160	
	消防	259	260	260	
特別行政	小計	435	429	420	
特別会計(下水道・その他)		82	82	81	
特別会計(下水道・その他)		(0)	(0)	(2)	
公営企業(水道)		45	45	46	
公営企業(水道)		(1)	(2)	(1)	
合計		1,458	1,442	1,427	
		(20)	(25)	(33)	

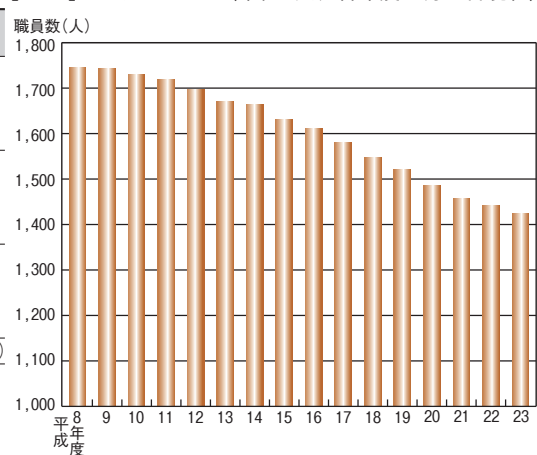
※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除きます。

※()内は再任用短時間勤務職員で、合計数に含めません。

【表4】定員適正化計画の数値目標 (単位:人、各年度4月1日現在)

部門	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般行政	職員数	1,024	997	970	948	909	896	886	880
	対前年比	-	▲27	▲27	▲22	▲39	▲13	▲10	▲6
	計画数との比較	-	997	977	973	965	951	932	924
特別行政	職員数	451	448	446	447	445	435	429	420
	対前年比	-	▲3	▲2	▲1	▲2	▲10	▲6	▲9
	計画数との比較	-	448	446	445	439	437	439	439
特別会計	職員数	136	135	130	126	132	127	127	127
	対前年比	-	▲1	▲5	▲4	▲6	▲5	0	0
	計画数との比較	-	135	126	127	126	127	123	133
合計	職員数	1,611	1,580	1,546	1,521	1,486	1,458	1,442	1,427
	対前年比	-	▲31	▲34	▲25	▲35	▲28	▲16	▲15
	計画数との比較	-	1,580	1,549	1,534	1,508	1,482	1,450	1,432

【図1】職員数の推移 (単位:人、各年度4月1日現在)



1 職員の任免と職員数の状況

① 職員の採用の状況

平成22年7月1日に3人、平成23年1月1日に2人、同4月1日に65人の職員を採用しました。その内訳は表1のとおりです。

② 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進などのため定年退職者などから、あらためて採用される職員で、地方公務員法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。平成23年度は12人を新規採用し、平成23年4月1日現在33人が在籍しています。

③ 職位別任用状況

平成23年4月1日現在の管理職の総数は261人で、平成23年4月の昇格者の内訳は、部長級12人、次長級21人、課長級45人です。なお管理職の総数に占める女性職員は34人(13・03%)です。

④ 職員の退職状況

平成22年度中の職員の退職状況は表2のとおりです。

⑤ 職員数の推移

平成23年度の職員数は1,427人で、最多だった平成8年度の1,742人より315人減少しました(図1参照)。

決を経て定められています。

す。



⑥部門別職員数の状況

各年度の職員数の状況は2ページ表3のとおりです。

⑦定員適正化計画の数値目標と進捗状況

これまでの定員適正化のための取り組みとして、平成8年度の職員数1,742人を最高に、平成23年4月には1,432人と、15年間で315人を削減し、定員適正化計画の目標値の1,432人を達成しました(2ページ表4参照)。

2 職員の服務

職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、服務上の強い制約を課しています。

④平均給料月額

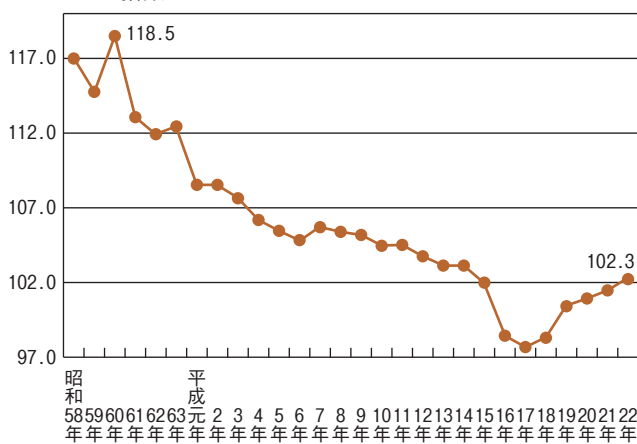
(平成23年4月1日現在)

一般行政職	平均給料月額	351,700円
	平均年齢	44.5歳
技能労務職	平均給料月額	317,300円
	平均年齢	46.7歳

⑤ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の職員構成を基準に地方公務員の給与水準を示したもので、100以下であれば国家公務員の給与水準よりも低いといえます。平成22年の上尾市のラスパイレス指数は102.3です。

ラスパイレス指数



⑥初任給額

(平成23年4月1日現在)

区分		上尾市
一般行政職	大学卒	178,800円
	短大卒	161,600円
	高校卒	149,800円

3 職員の給与の状況

①平成22年度 人件費の状況(普通会計決算)

人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	過去の人件費
224,835人	559億4,028万3千円	122億3,019万4千円	21.9%	平成20年度 130億7,374万4千円 平成21年度 127億782万4千円

※人件費は特別職(市長・議員など)に支給する報酬などを含みます。
※人件費は平成10年度の150億3,953万4千円を最高に約28億1千万円減少しています。
※人口は住民基本台帳に記録されている人口です。

②平成22年度 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,314人	53億8,030万2千円	9億6,855万8千円	19億4,767万7千円	82億9,653万7千円	631万3,955円

※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は平成22年4月1日現在の人数です。

③職員給与の概況

(平成23年4月1日現在)

給与	給料	
	種類	内容
毎月決まって支給	給料	職務の種類と内容に応じて、給料表・級などが決定される
	扶養手当	扶養親族の状況に応じて支給する
	地域手当	当該地域の民間の賃金水準を基準にし、当該地域の物価などを考慮して職員に支給する
	住居手当	借家に居住し、家賃を支払っている職員、または自宅に居住する世帯主である職員に支給する
	通勤手当	通勤のため交通機関を利用し運賃の負担を常例とする、または自家用車など交通用具の使用を常例とする職員に支給する
	管理職手当	課長相当職以上の管理職職員に支給する
実績に応じて支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した時に支給する
	特殊勤務手当	著しく危険、不快な業務など特殊な業務に従事する職員に支給する手当で、消防業務手当・特殊現場業務手当など17種類
臨時に支給	その他	夜間勤務手当、休日勤務手当
	期末・勤勉手当	民間のボーナスに相当する手当 年間3.95月分
	退職手当	職員が退職した時に支給する



⑪通勤手当の状況(月額) (平成23年4月1日現在)

交通機関利用者	全額支給(バス使用者は21往復分) 電車の場合:原則6カ月定期の額 バスの場合:ICカード乗車券を使用する場合、特典バスチケット部分を調整して支給
交通用具使用者	①2*ポイント未満/非支給 ②2*ポイント以上4*ポイント未満/2,900円 ③4*ポイント以上20*ポイント未満/2,900円+2*ポイント増すごとに1,200円 ④20*ポイント以上/12,500円+3*ポイント増すごとに1,500円

⑫期末・勤勉手当の支給割合 (平成23年4月1日現在)

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月分 (0.65)	1.375月分 (0.8)	2.6月分 (1.45)
勤勉手当	0.675月分 (0.325)	0.675月分 (0.325)	1.35月分 (0.65)

※支給額の算定には、職制上の段階、職務の級などによる算定基礎の加算措置があります。()内は、再任用短時間勤務職員の数値です。

⑬退職手当の状況 (平成23年4月1日現在)

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	23.50月分	33.50月分	47.50月分	59.28月分
勸奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分

※上尾市は埼玉県市町村総合事務組合に加入していて、退職手当は同事務組合から支給されています。支給割合はこの事務組合の条例で定められています。

⑭特別職の報酬などの額 (平成23年4月1日現在)

区分	報酬	期末手当	費用弁償
市長	900,000円	(平成23年度支給割合) 6月期/1.90カ月分 12月期/2.05カ月分 合計/3.95カ月分 ※支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。	議事本会議・各委員会に出席/ 1日につき2千円
副市長	750,000円		
議長	505,000円		
副議長	460,000円		
常任委員長	445,000円		
議員	435,000円		

※特別職報酬は、平成7年1月1日以降改正していません。

⑦経験年数別・学歴別平均給料額 (平成23年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年	15年	20年	
一般行政職	大学卒	273,557円	310,275円	363,858円
	高校卒	218,400円	271,500円	316,633円
技能労務職	高校卒	該当者なし		317,433円

⑧一般行政職の級別職員数 (平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長・参事	21	3.2
6級	次長・副参事	33	5.0
5級	課長・主幹	134	20.3
4級	副主幹	94	14.3
3級	主査	165	25.0
2級	主任	114	17.3
1級	主事・技師	98	14.9
合計		659	100.0

※職員数は上尾市職員の給与に関する条例による給料表の級区分によるものです。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

⑨扶養手当の状況(月額) (平成23年4月1日現在)

配偶者	13,000円
配偶者のいない職員の扶養手当のうち1人だけ	11,000円
配偶者以外の扶養親族(1人につき)	6,500円

※扶養親族の子のうち、特定期間にある子1人につき5千円の加算があります。

⑩住居手当の状況(月額) (平成23年4月1日現在)

借家の者	27,500円(限度額)
所有する住宅に居住し、かつ世帯主の者	6千円
その他の者	支給なし

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と条例で定められていて、原則毎週月～金曜日のそれぞれ午前8時30分～午後5時15分の勤務です。そのうち正午～午後1時は休憩時間です。

②休暇制度の概要・種類など

職員の休暇には、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇、介護休暇があり、概要は次のとおりです。

年次有給休暇 労働基準法第39条の諸規定に基づく有給による休暇で、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間です。

病欠休暇 負傷や疾病のためにやむを得ず勤務できない職員に対し、医師の証明などに基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で定められた有給の休暇です。

特別休暇 出産や忌引の場合など特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

介護休暇 配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷や疾病または老齢により1週間以上



【表5】育児休業などの取得状況
(単位：人)

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	63	26	11	1
うち男性	1	1	0	0

にわたり日常生活を営むのに支障がある人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇です。

③ 年次有給休暇の取得状況

平成22年度の年次有給休暇の平均取得日数は10・9日で、平成21年の11・9日と比較して1日減少しています。

④ 育児休業などの取得状況

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、任命権者の承認を受けて職務に従事しないことを可能にする制度です。育児休業を取得している期間の給与は支給されません。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した

期間の給与は減額されます。

平成22年度の取得状況は表5のとおりです。

⑤ 時間外勤務の状況

平成22年度の年間当たり平均時間外勤務時間は88・8時間で、平成21年度(82・0時間)に比べて6・8時間増加しました。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分の状況

平成22年度に免職・降任処分された職員はいませんでした。また平成22年度に休職処分された職員は18人で、事由は全て病気休職です。

② 懲戒処分の状況

平成22年度に懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)を受けた職員はいませんでした。

6 職員の研修状況

平成22年度に実施した研修は、合計85コースあり、延べ研修修了人数は1,456人です。市の研修体系と平成22年度実施状況は次のとおりです。

① 階層別研修 昇任・昇格時などに行われる研修で11コース、延べ557人修了

② 特別研修 法律、マナーアップ、人権、教養セミナーなど11コース、

延べ451人修了

③ 派遣研修 国・県の研修機関や民間派遣など45コース、延べ304人修了

④ 自主研修 通信教育など17コース、延べ98人修了

⑤ 職場研修 1コース、46人修了

7 職員の福祉と利益の保護の状況

① 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸し付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また市ではその他の福利厚生制度として、健康セミナー、メンタルヘルス相談助成などの厚生事業を実施しています。

② 福利厚生制度への市の負担状況 共済組合の事業を運営する費用は、

組合員である職員の掛け金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法により定められており、平成22年度は、17億4,878万8千円を支出しました。

③ 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と被災職員の社会復帰の促進と職員・遺族を援護するために必要な事業を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。平成22年度に公務災害に認定された件数は6件、通勤災害に認定された件数は7件です。

8 公平委員会の業務の状況

① 勤務条件についての措置要求の状況

平成22年度の措置要求案件はありません。平成21年度以前からの継続案件もありません。

② 不利益処分についての不服申し立ての状況

平成22年度の不服申し立て案件はありません。平成21年度以前からの継続案件もありません。

2011図書館まつり

こどもの未来に 図書館からの贈り物

⇒図書館 (☎773-8521・☎776-7330)

とき	ところ	催し	協力団体など	対象	定員	申し込み	
10/18 (火)	午前9時30分～11時	本館2階 集会室	「ふしぎなカード」をつくろう!	市内に在住の人 (親子での参加も 可、保育あり)	20人 (先着順)	10月4日(火)から直接が電話 またはファクスで図書館へ	
	午前11時～同30分	本館1階 おはなし の部屋	市長と一緒に絵本を楽しもう 「しちょうさん、えほんよんで」	上尾市長 島村 穰 おはなしボランティア ア・ほけっと	30人		
10/22 (土)	①午前9時30分～ 10時②午後1時～ 同30分	本館2階	東北を応援しよう! 「津軽三味線演奏会」	市内に在住の奏者 北村 貴寿さん	各回60人	当日、直接会場へ	
	午前10～11時	本館1階 おはなし の部屋	楽しいカスパシアター ～人形劇～	おひさま文庫 加藤 寛子さん	30人		
	①午後1～2時 ②午後2時30分～ 3時30分	本館地下 書庫	地下書庫で宝物を探そう 「図書館で宝探し」	図書館ボランティア	市内に在住の小学 生		各回5人 (先着順)
10/23 (日)	午後2時～3時30分	本館2階 集会室	懐かしき活弁の世界 『チャップリンの冒険』『のらくろ』他 (下段参照)	県内に在住の最年少 の女性活弁士 麻生 子八咫さん	60人 (先着順)	10月4日(火)から直接が電話 またはファクスで図書館へ	
	午後2時～3時30分	上平公民 館図書室	「オリジナルしおり」と「似顔絵」	上平中学校美術部			当日、直接会場へ
10/23 (日)	午前9時～午後3 時30分	本館1階 ロビー	東北を応援しよう! 「チャリティー・ミニリサイクル」	図書館ボランティア	—	当日、直接会場へ ※混雑が予想される場合は、 入場制限を行う場合もありま す。リサイクル本1冊につき、 20円を負担してください。	
	午前10時～午後4 時	本館2階 パソコン コーナー	あなたの記念日の新聞を見てみませんか? 「朝日新聞 聞蔵Ⅱ体験!」	—			当日、直接会場へ
	午後2～4時	本館2階 集会室	本館30周年記念「文芸講演会」本の扉は 未来への扉～すてきな本とであおう!～ (下段参照)	ヤングアダルト作家 梨屋 アリエさん	市内に在住か 在勤または在学の人		50人 (先着順)
11/2 (水)	午前9時30分～11 時	平方分館	「マイナス200度!何でも凍る液体窒素 実験」	県立上尾橋高校 科学部	小学校3年生～中 学生	20人 (先着順)	直接が電話またはファクスで 図書館へ
	午前10時30分～11 時30分	本館2階 集会室	「大人のためのおはなし会」～秋～『もの しり博士』『ひなどりとネコ』『親葉山』	上尾おはなしの会	小学校高学年以上 の人	60人	

とき	ところ	催し	協力団体など	内 容
10/4日(火)～11/27(日)	本館1階 ロビー	発表!「市民が選ぶ“わたしの一冊”」	—	8月から募集した市民アンケートの結果を発表
		かわいい力作がそろいました! 「図書館まつりキャラクター」		小学生以下の子どもたちから募集した「図書館まつりキャラクター」応募作品を一挙紹介
		ボランティア企画展示 「今!図書館がアツいぜ」	図書館ボランティア	ボランティアによる図書館の展示 市民の「あったらいいな…こんな図書館」のアンケート結果も併せて発表

※参加費は全て無料です。

「懐かしき活弁の世界」

無声映画の名作とともに日本の伝統芸能である話芸「活弁」を楽しむ。『チャップリンの冒険』『のらくろ』の他、活弁の話や発声練習などの体験コーナーなどを予定

▶とき・ところ・対象・申し込み 上表参照



麻生 子八咫さん

【プロフィール】

あそう・こやた
埼玉県在住の女性活弁士。1985年生まれ。父であり師匠の八咫の公演を見て育つ。10歳の時、活弁士として浅草木馬亭からデビュー。第48回文部科学大臣杯全国青年弁論大会で文部科学大臣賞を受賞。最年少活弁士として世界各国で公演。著作に「映画ライブ それが生(高木書房)がある。現在、東京大学大学院に在学中。

文芸講演会「本の扉は未来への扉 ～すてきな本とであおう!～」

梨屋アリエさん(作家)による中学生向けの本の楽しみ方

▶とき・ところ・対象・申し込み 上表参照



梨屋 アリエさん

【プロフィール】

なしや・ありえ
1971年栃木県小山市生まれ。東京都世田谷区在住。児童文学・ヤングアダルト作家。法政大学非常勤講師。98年『でりばりい Age』で第39回講談社児童文学新人賞を受賞し、翌年、単行本デビュー。04年『ピアニッシモ』で第33回児童文芸新人賞受賞。